

図 VII-1. 衝撃騒音の許容基準

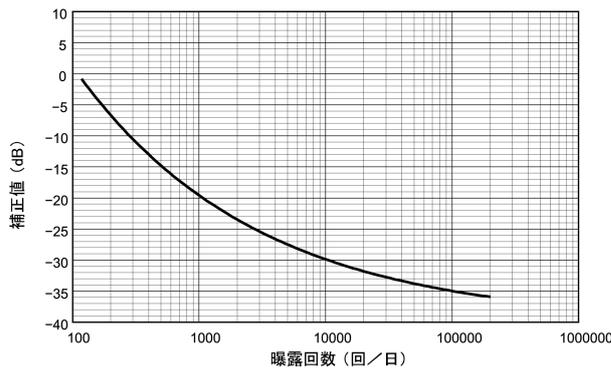


図 VII-2. 1 労働日における衝撃騒音の曝露回数に対する補正值

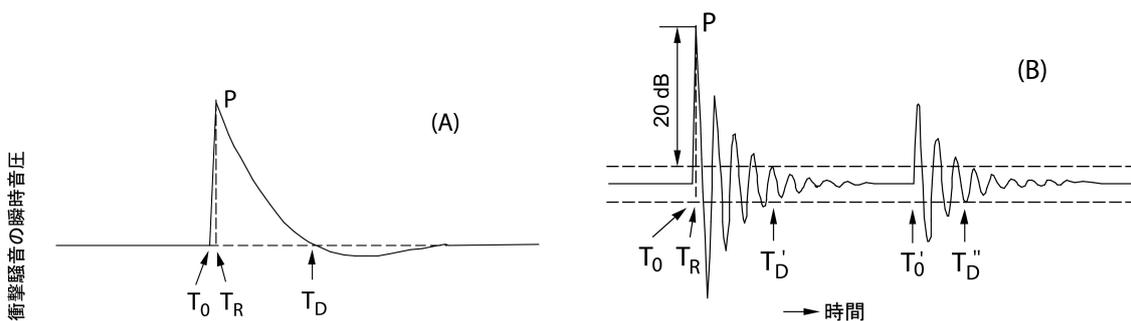


図 VII-3. 衝撃騒音の測定

VII-ii. 騒音レベル (A 特性音圧レベル) による衝撃騒音の許容基準

1. 許容基準

1 労働日の衝撃騒音の総曝露回数が100回以下の場合、騒音レベル (A 特性音圧レベル) 120 dB を許容基準とする。1 労働日の衝撃騒音の総曝露回数が100回を超える場合は、「衝撃騒音の許容基準」の図 VII-2に示す衝撃騒音の曝露回数に対応する補正值を加算する。

2. 適用

図 VII-3に示す B 型の衝撃騒音にのみ適用する。

3. 測定方法

騒音計「JIS C1509-1:2017電気音響—サウンドレベルメータ (騒音計)」の指示値の最大値を読み取る。周波数重み付け特性は A 特性とし、時間重み付け特性は F とする。

4. 提案年度

1989年、2023年改訂 (暫定)。

VIII. 高温の許容基準

1. 許容基準

温熱ストレスによる好ましくない生理的反応はあってはならないことを前提として、高温の許容基準を表 VIII-1 のように定める。

2. 適用

暑熱環境に適応し作業に習熟した健康な成年男子作業者が、夏期の普通の作業服装をして適当の水分・塩分を補給しながら作業する時、継続 1 時間作業および断続 2 時間作業を基本として、健康で安全に、かつ能率の低下をきたすことのない工場や屋外などの作業場での条件を

示したものである。

高温熱環境とは、環境の気温・湿度・熱輻射および気流の総合された温度条件によって起こる人の体温調節機構のうち、主として蒸発による体温調節機構が行われる環境をいう。

適応とは、高温熱環境下で作業することによって引き起こされた作業者の代償性の生理的変化の効果のことである。

この温熱条件による適応の効果は、高温熱下で通常 1 週間作業することによって得られるものである。高温熱